

令和 2 年 12 月
国土交通省住宅局

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則
第十一条ただし書及び第十二条第二号口の国土交通大臣が定める基準の
一部を改正する告示案について（概要）

1. 改正の背景

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下（1）において「セーフティネット住宅」という。）のうち、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する共同居住型賃貸住宅にあっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第11条及び第12条第2号口に基づき、登録基準の一部については、国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「告示」という。）によることができるとされているところ。現行の告示においては、既往の研究である程度整理が進んでいた単身向けの共同居住型賃貸住宅の基準を定めており、各専用部分の入居者の定員を一人と定めていることから、ひとり親世帯等複数人が入居する共同居住型賃貸住宅については、原則としてセーフティネット住宅の登録を受けられないところ。
- (2) 一方で、ひとり親世帯については、相対的に世帯収入が低くなっていることに加えて、借家に居住している母子世帯の割合は64.4%と過半数に達するなど、ひとり親世帯が入居可能な共同居住型賃貸住宅の整備が必要とされているところ。
- (3) そのため、告示において、ひとり親世帯が入居可能な共同居住型賃貸住宅の基準を新たに定めるための所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 告示における定義

ひとり親世帯が入居可能な共同居住型賃貸住宅の基準を新たに定めるにあたり、ひとり親世帯等の定義を新たに定めることとする。

①ひとり親世帯

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第5号に規定する者のうち、同号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。

②ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅

ひとり親世帯が法第9条第1項第6号に掲げる入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲に含まれる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。

③ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅

ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を含む共同居住型賃貸住宅をいう。

(2) ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準

ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準を新たに定めることとする。

- ①ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の面積は、 $15\text{m}^2 \times B + 22\text{m}^2 \times C + 10\text{m}^2$ 以上とする。（Bはひとり親世帯を除く入居者の定員、Cは入居するひとり親世帯の世帯定員であり、B及びCの合計を2以上とする。）
- ②住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く）である専用居室の入居者の定員は1人とし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である専用居室の世帯定員は1世帯とする。
- ③住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く）である専用居室の面積は9㎡以上（造り付けの収納の面積を含む。以下同じ。）とし、

ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である専用居室の面積は12㎡以上（ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の面積が、 $15\text{㎡} \times B + 24\text{㎡} \times C + 10\text{㎡}$ 以上の場合にあつては、10㎡以上）とする。

- ④共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面設備、洗濯室又は洗濯場、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えられている場合を除く）。ただし、少なくとも一室の浴室が備えられていることとする。
- ⑤便所及び洗面設備を入居者及び入居世帯の定員3につき1箇所の割合で設けることとし、浴室又はシャワー室を入居者及び入居世帯の定員4につき1箇所の割合で設けることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和3年2月頃

施行：公布の日